

静岡県告示第287号

漁獲共済（2号漁業）における区分の設定（平成19年11月26日静岡県告示第1018号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

令和4年4月1日

静岡県知事 川勝平太

平成19年11月26日静岡県告示第1018号の表中

「

区 分
⑤ 伊豆漁業協同組合の地区のうち旧仁科浜漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業及び小型まき網漁業 小型まき網漁業 （まき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるもの）

を

」

「

区 分
⑤ 伊豆漁業協同組合の地区のうち旧仁科浜漁業協同組合の地区で営む小型キンメ立縄釣漁業、小型まき網漁業及び小型定置漁業 小型キンメ立縄釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して主として立縄によりキンメを釣ることを目的とする漁業） 小型まき網漁業 （まき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるもの）

に改める。

」